

株式会社 オートウェーブ

定 款

最終改正 2021 年 6 月 25 日

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社オートウェーブと称し、英文では AUTOWAVE Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種自動車用品、部品・修理工具の製造、販売、取付整備および輸出入
2. 自動二輪用品の製造、販売および輸出入
3. 車両・運搬具の修理・整備・車検および板金塗装
4. 家庭用電化製品の販売および輸出入
5. 日用雑貨の販売および輸出入
6. ガソリン・オイル・プロパン・重油・白灯油の販売および輸出入
7. 損害保険代理店業務
8. 生命保険代理店業務
9. 新・中古自動車の販売ならびに中古自動車の買取
10. 自動車および自動車関連用品のリース業ならびにレンタル業
11. 古物の買取りおよび販売
12. ゲームセンター等の娯楽施設の経営
13. レストランの経営
14. ファーストフードの製造、加工および販売
15. コンビニエンス・ストアの経営
16. コンパクトディスク、ビデオテープのレンタルならびに販売
17. 経営コンサルタント業
18. 不動産の売買・交換・賃貸およびその仲介ならびに所有・管理および利用
19. 健康器具の製作および販売
20. 紳士服、婦人服、子供服等の各種衣料用繊維製品の企画、デザイン、製造、販売および輸出入
21. 食料品、食品添加物、飲料品、酒類の製造、販売および輸出入
22. 医薬品、医療用器材および医療用消耗品の販売
23. 旅行業法に基く旅行代理店業務

- 24. クリーニング業、宅配便等の委託取次業務
- 25. コインランドリーの経営
- 26. 自動二輪車・自転車・パーソナルモビリティの販売並びに中古自動二輪車・自転車・パーソナルモビリティの買取
- 27. 自動二輪車・自転車・パーソナルモビリティの部品・修理工具の製造、販売、取付整備および輸出入
- 28. 自動二輪車・自転車・パーソナルモビリティおよび関連用品のリース業ならびにレンタル業
- 29. 太陽光・風力等を利用した発電機器具およびその関連製品の企画、開発製造、販売およびメンテナンス
- 30. 自動車整備業及び車検業務に関する指導・研修・相談業
- 31. 新・中古自動車の販売並びに中古自動車の買取事業に関する指導・研修・相談業
- 32. 情報処理サービス、通信提供サービス及び情報提供サービス業
- 33. ソフトウェアの開発、販売、リース及び賃貸
- 34. 広告宣伝・販売促進に関する制作物の販売
- 35. 洗車場及び駐車場業
- 36. 倉庫業
- 37. レッカー車による自動車及び二輪自動車の移動業務
- 38. スポーツ施設及びフィットネスクラブの運営、管理及び経営
- 39. 語学学校の運営、管理及び経営
- 40. スポーツ用品・釣具・キャンプ用品等の娯楽用品の販売
- 41. 経理事務、秘書、受付、システムの操作・技術、翻訳、通訳等の事務処理の請負
- 42. 貨物自動車運送事業
- 43. コンテナ、トランクルームサービス業
- 44. ホテル及び旅館等の宿泊施設の運営、管理及び経営
- 45. 医療、介護、福祉に関する機器の販売、賃貸、修理及び輸出入
- 46. 葬祭式典の請負及び運営
- 47. 葬祭用品の販売及び賃貸
- 48. 警備業
- 49. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を千葉県千葉市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、39,600,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 19 条 当会社の取締役は 20 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員または任期満了前に退任した取締役の補欠として、選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の終了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集および議長)

第 23 条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

4 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 25 条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 29 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。

(選任方法)

第 30 条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 32 条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。

(監査役会の招集)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の議事録)

第 34 条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第 35 条 監査役会に関する事項は法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 40 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として、
中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 41 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過
しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。